

創立30年の行動する業者団体  
**坂戸民商ニュース**

みんなで相談・みんなで解決

〒350-0214埼玉県坂戸市千代田4-14-4中小企業会館2階

**坂戸民主商工会**

TEL 049-284-1177 FAX 049-284-1942

IP電話 050-3802-9800

<http://www.support.or.jp/sakado/> email:info@support.or.jp

2020年(令和2年)3月号 発行日 2020.03.03 <部内資料>



仲間の団結で営業を守ろう

**3・13重税反対統一行動は予定通り  
全商連共済会に加入し、健康を守りましょう**

**確定申告期限延長・3・13申告日は予定通り**

民商は2月11日、建国記念の日に「消費税を5%に戻そう、怒りの自動車パレード」を車両16台の参加で坂戸市から鶴ヶ島市にかけて走行距離15.1キロを走破し宣伝行動を繰り広げました。当日は風もなく午前10時に集合し、軽トラックや乗用車にデコレーションで飾り坂戸市の最北の上吉田地域から宣伝カーを先頭に出発。ヤオコー泉町店前や坂戸駅前通り、坂戸市のサンロード商店街に入り鶴ヶ島市へ。鶴ヶ島市では坂戸駅南口から市役所通りを経て鶴ヶ丘商店街若葉の商店街を宣伝し水道企業団で解散しました。



**自動車パレード 消費税を5%に戻そう**

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で「小学校の臨時休校」や「大型イベントの自粛」が行われています。

「所得税の確定申告」と「消費税」の申告期限も4月16日の木曜日まで延長されました。

3・13実行委員会は会議を開き今年の申告の取組を次のように決めました。

- ① 重税反対統一行動として従来通り3月13日に行う。
- ② 集会は中止する。
- ③ バス出発時間の変更なし。税務署付近で下車し税務署で集団申告する。

(別紙資料参照)

**健康に気を付けましょう**

「全商連共済会」は助け合いの共済です。自分だけでなく他の会員さんが病気やケガをしたとき「保障ができるよう」設計されています。自分と仲間のために加入しましょう。

**労働保険事務組合からお願い**

労働保険の各種届出は法定期限を守って提出をお願いいたします。(法令順守)

**新規雇用**

被保険者となった日の属する月の翌月10日まで。賃金公帳、

労働者名簿、出勤簿(タイムカード)、他の社会保険の資格取得関係書類、雇用期間を確認できる資料(雇用契約書等)

**雇用喪失**  
被保険者でなくなった事実があった日の翌日から起算して10日以内

出勤簿、退職辞令発令書類、労働者名簿、賃金台帳、離職証明書(離職票が不要のときは提出しなくてよい)、離職理由が確認できる書類等

**\*労働保険の年度更新の時期になりました。**平成31年4月〜令和2年3月までの給与支払額、建築工事元請け工事明細等の準備をお願い致します。(書類は後日郵送)

**令和の税制改正に対応**

現在青色申告で65万円の特別控除をつけている方は、令和2年度分(令和3年3月提出)の申告から「電子申告方式」のみ控除が受けられることとなりました。電子申告以外は55万、10万のいずれかとなりますので、65万控除を希望の方は税務署職員による本人確認を行った上で「ID・パスワード」が発行されるので、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、税務署で申請取得をお願いいたします。

このID・パスワード方式にはマイナンバー、カードリーダーは要りません。詳しくは、事務局まで。



坂戸市社会福祉協議会での表彰式

坂戸民商のゴルフクラブのチャリティ基金を坂戸市社会福祉協議会へ寄付したことに伴い2月7日表彰状を授与されました。これには辻榮次副会長が出席しました。

**第17回さかど民商まつり**

第17回さかど民商まつりは地域における中小工業の役割と地域経済の発展に寄与するまつりとして今年も開催します。  
令和2年5月17日(日)  
坂戸市総合運動公園



\*地域で音楽・芸能活動に携わる方や模擬店、フリーマーケットなども募集しています。お気軽にご参加ください。市民のつくる新しいまつりに協賛金・協賛広告も同時に募集しています。お問い合わせください。

- 融資相談
- 記帳・決算・申告
- 新規開業
- 国保・社会保険
- 経営相談
- 税金相談



自営業の「困った!」は  
**民商**にご相談を

ご相談はこちら

**春の運動-元気にスタート**  
元気に活動して350名の坂戸民商をつくらう